

議第47号

京都市生活館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市生活館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市生活館条例の一部を改正する条例

京都市生活館条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市南区東九条東岩本町33番地」を「京都市南区東九条東岩本町23番地の1」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「、文化及び保健衛生」を「及び文化」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第3条中「午前9時30分」を「午前9時」に改める。

第4条から第6条までを次のように改める。

(使用の許可)

第4条 館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、館の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用者の負担する費用)

第6条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、電気、ガス又は水道を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(特別の設備)

第7条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第9条 使用者は、館の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「、生活館」を削る。

提案理由

京都市生活館の位置、事業の内容及び開館時間を変更するとともに、規定を整備する必要があるので提案する。